

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、長崎県病院企業団財務規程第127条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年10月16日

長崎県上五島病院附属診療所
奈良尾医療センター
所長事務取扱 一宮 邦訓

1 競争入札に付する事項

(1) 物品等の名称

- ①便潜血測定装置 一式
- ②自動分析装置 一式
- ③低周波治療器 一式
- ④自動体外除細動装置 1台
- ⑤超音波診断装置 一式

(2) 納入期限

令和8年3月31日

(3) 納入場所

長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター
(長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷字新港1000番地)

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- (2) 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 4の提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

- (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 (7) 4の競争入札参加申込書提出期限の日から入札日までの間において、長崎県から指名停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札参加の資格

(1) 資格等に関する条件

新上五島町の物品競争入札参加資格登録業者（業種：医療器具類）であること

4 提出書類及びその審査

(1) 入札に参加を希望する者は、5の(3)に定める期間内に競争入札参加申込書及び関係書類に必要事項を記入の上、7の部局へ提出すること【期限日厳守】。

①競争入札参加申込書（1部）

②誓約書（1部）

③仕様書に対する回答書（1部）

(2) 競争入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限日をもって行うものとし、結果については、書面により通知する。

5 入札日程等

区分	期間、期限等	配布場所等
(1) 提出書類様式の入手方法	令和7年10月16日（木）から	長崎県病院企業団ホームページ (http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/)
(2) 入札説明書等の貸出受付期間	令和7年10月17日（金）から 令和7年11月18日（火）まで ※平日午前9時～午後4時までの間	7の部局もしくは郵送による申請
(3) 競争入札参加申込書の提出	令和7年10月17日（金）から 令和7年10月31日（金）まで ※平日午前9時～午後4時までの間	7の部局に持参又は郵送による (令和7年10月31日 午後4時必着)
(4) 参加資格結果通知	令和7年11月4日（火）	
(5) 仕様書等に関する質疑	令和7年10月17日（金）から 令和7年11月7日（金）まで	7の部局
(6) 仕様書等に関する質問の回答	令和7年11月14日（金）まで	
(7) 入札	令和7年11月19日（水） 午後1時10分～	長崎県上五島病院附属診療所 奈良尾医療センター 会議室

(注1) (2)、(3)、(5)の期間については、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで（来院する場合は、正午から午後1時00分までを除く。）とする。

(注2) (6)に規定する質問の回答方法は、次のとおりとする。

ア 個別事項に関する質問については、当該質問をした者に対しFAXまたは電子メールにて回答する。

イ 全参加者に関する事項については、全参加者に対しFAXまたは電子メー

ルにて回答する。

(注3) 「FAX」「郵送」等により書類を提出する場合は、速やかに7の担当部局へ連絡すること。

(注4) 入札参加希望者は、入札説明書等の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 入札方法等

(1) 郵便等による入札は、認めない。

(2) 代理人が入札するときは、委任状(様式第5号)を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。

(3) 入札に際しては、4の(2)において通知された、「資格審査結果通知書」を提示すること。

(4) 入札書は様式第6号、入札用封筒は様式第8号によること。

(5) 入札当日の気象条件(大雨、台風接近等)により入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので7の部局に事前に確認すること。

(6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札執行回数は2回までとする。なお、入札が不調の場合は随意契約による契約を行うことがある。

7 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(名称) 長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター 総務医事係

(住所) 長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷字新港1000番地

(電話) 0959-44-1010 (FAX) 0959-44-1717

8 入札説明書・仕様書等の貸出方法

入札説明書・仕様書については、次の期間及び場所において貸出を行う。

(1) 貸出受付期間

令和7年10月17日から令和7年11月18日までの土日祝日を除く午前9時00分から午後4時00分まで(来院する場合は正午から午後1時までを除く)とする。

貸出した仕様書は入札時(辞退の場合は辞退届と共に)に7の部局へ返却すること。

(2) 質疑等

入札説明書・仕様書等に関する質問は5の(5)に定める期限内に書面により行うこと。電話・口頭による回答は行わない。また、FAXまたは電子メールで質問をする場合は、速やかに7の担当部局へ連絡すること。

(3) 交付場所

7の部局とする。

また、郵送による貸出を希望する場合は、「仕様書貸出受付確認書」を7の部局に郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便、配達記録郵便又はレターパックに限る。提出期限内必着)し、返信用封筒として「レターパック」を同封すること。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

10 入札の日時及び場所

(日時) 令和7年11月19日(水) 午後1時10分～

(場所) 長崎県上五島病院附属診療所 奈良尾医療センター 会議室

11 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、「資格審査結果通知書」を入札執行者に提示すること。

12 入札保証金

入札保証金は免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は違約金として入札価格の100分の110に相当する金額の100分の5に相当する金額を当院の指定する期間内に、当院に支払わなければならない。

13 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額とする。ただし、長崎県病院企業団財務規程第147条に掲げる担保の提供に代えることができる。

また、次の場合には契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター所長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との同種、同規模の契約の履行証明書(2件)を提出したとき。

ただし、契約上の義務の履行を怠った場合は、落札者は「売買契約書」に基づき違約金を当院の指定する期間内に、当院に支払わなければならない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(4)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者がした入札など、入札者が法令の規定に違反したとき。

(2) 入札者が連合して入札をしたとき。

(3) 委任状を持参しない代理人が入札するなど、入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(4) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(5) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(6) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。

(7) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(8) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(9) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

1.5 虚偽記載があった場合の措置

4に定める競争入札参加申込書等の書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、指名停止となる場合がある。

1.6 落札者の決定方法

開札後、長崎県病院企業団財務規程第131条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない当院職員にくじを引かせるものとする。

1.7 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設定しない。

1.8 その他

(1) その他の入札及び契約に関する事項は、長崎県病院企業団財務規程の定めるところによる。

(2) 契約書の作成を要する。

(3) 入札の注意事項

①入札書は封筒（封印・糊付けはしないこと）に入れ、入札用封筒（様式第8号）の氏名欄には会社名及び入札者名を記入・押印し提出すること。

②入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。

③ 算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

④入札書の宛名は「長崎県上五島病院附属診療所 奈良尾医療センター 所長 事務取扱 一宮 邦訓」とすること。

(4) この公告は、

長崎県病院企業団ホームページ（<http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>）に掲載する。